

よらっせYUTO事業協同組合が発注する建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年6月6日

よらっせYUTO事業協同組合
代表理事 加茂 仙一郎

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称) よらっせYUTO新店舗 建設工事
- (2) 工事場所 浜松市中央区雄踏町宇布見9981-1
- (3) 工事概要 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
(別紙「参考数量書」、「建築図」のとおり)
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月16日まで

2 入札担当

〒431-0102 浜松市中央区雄踏町宇布見 9981-1 よらっせYUTO事業協同組合
※ただし提出・問い合わせ先は
〒431-0292 浜松市中央区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪支所3階
浜松市産業部農業水産課水産業振興グループ
電話番号 053-592-8816
メールアドレス suisan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により、今回の公告日時点で競争入札参加の資格の認定を受けており、浜松市が建築一式工事のA等級に格付されている者であること。
- (3) 浜松市内に本店を有する者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 建築一式工事に係わる経営事項審査結果（今回の公告の日時点で最新のもの）の総合評定値（P点）が1,000点以上、経営状況評点（Y点）が850点以上、営業年数が50年以上であること。
- (6) 建設業法に規定する専任の技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けてい

る者であること。

- (7) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。
- (8) 過去に浜松市の建築工事一式工事で過失による粗雑工事等に該当する指名停止を受けた事がないこと。
- (9) 過去5年以内に浜松市建築一式工事の優良工事施工業者の表彰を受けたもの。(共同体でも可)
- (10) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。))又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (13) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)、入札参加条件に係る施工実績調書、配置予定技術者の資格・工事経験及び入札参加資格確認資料のうち、別記の1に記載されたものを提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から3日以内に通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、よらっせ事業協同組合に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期間までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 発注仕様書等について

- (1) 発注仕様書等としての「参考数量表」、「建築図」(以下「発注仕様書等」という。))は、別記の3により閲覧させ又はよらっせYUTOホームページ(以下「ホームページ」という。))に公開する。
- (2) 発注仕様書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間入札担当において閲覧に供するとともに、ホームページに回答を掲載する。

6 現場説明会の日時及び場所等

現場説明会は、実施しない。

7 入札執行の日時及び場所等

入札執行の日時等は、別記の5により執行する。

8 入札方法等

(1) 書面を持参又は郵送にて入札できる。

(2) 必要な書類

入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※なお、入札にあたって提出する工事費内訳書については、様式は一切問わないが、第1回の入札に際して入札書に記載する入札金額に対応したものとする。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) (2) の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。郵便による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札には参加できないものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。書面及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本組合職員が引くものとする。

(7) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市建設工事等一般競争入札心得」を準用して実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

※ただし、電子入札システムについては使用しない。

9 調査基準価格および最低制限価格

(1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。最低制限価格は設定しない。

(2) 予定価格の3分の2を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

(3) 予定価格の3分の2以上で調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

(4) 予定価格の3分の2以上で調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(5) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

10 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

11 前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前金は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者のした入札
- (2) 制限付一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 発注仕様書等にした条件等、制限付一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。))の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、クジにより落札者の決定を行う。

14 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

15 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有

別 記

1 一般競争入札参加資格確認申請等

(1) 一般競争入札参加資格確認申請

ア 提出期間 持参の場合は、令和7年6月9（月）から令和7年6月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は令和7年6月16日（月）必着とする。）

イ 提出先 入札担当（浜松市農業水産課水産業振興グループ）

ウ 提出書類 確認申請書（様式－1）、その他添付書類

(2) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

令和7年6月19日（木）午後1時以降、電子メールにより通知する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

イ 提出期限 令和7年6月23日（月）午後5時

ウ 提出先 入札担当（浜松市農業水産課水産業振興グループ）

エ 回 答 令和7年6月25日（水）までに電子メールより通知する。

3 発注仕様書等の閲覧、公開及び入手方法

(1) 閲覧期間及び公開期間 令和7年6月6日（金）から令和7年6月27日（金）まで（ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(2) 閲覧場所 入札担当（浜松市農業水産課水産業振興グループ）

(3) 公開場所及び入手方法 ホームページからダウンロードして入手すること。

4 発注仕様書等に対する質問

(1) 提出方法 電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

(2) 受付期間 令和7年6月9日（月）から令和7年6月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 入札担当（浜松市農業水産課水産業振興グループ）

(4) 提出書類 質問書（様式－2）

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年6月30日（月）午後2時

(2) 場所 〒431-0292 浜松市中央区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪支所3階 防災対策室

6 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に入札担当持参（事前提出）

ウ 受領期限までに入札担当へ郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同

等の信書便に限る。)

(2) 入札執行時に入札場所へ持参する場合の提出書類

ア 提出書類 入札書、工事内訳書、委任状(代理人の場合)

イ 提出先 入札担当(浜松市農業水産課水産業振興グループ)

(3) 事前提出の場合の受領期間及び提出書類

ア 受領期間 令和7年6月25日(水)から令和7年6月27日(金)までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 入札担当(浜松市農業水産課水産業振興グループ)

ウ 提出書類 入札書、工事費内訳書

(4) 郵送の場合の受領期間及び提出書類

ア 受領期限 令和7年6月27日(金)

いかなる理由があっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 提出場所 入札担当(浜松市農業水産課水産業振興グループ)

ウ 提出書類 入札書、工事費内訳書

エ その他 郵送用封筒には、①送付先(入札担当の郵便番号・所在地・名称)、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札(見積)書と工事費内訳書が一つの封筒に封かんでない場合は、それぞれを封かんした上で一つの郵送用封筒により送付すること。

入札(見積)書等が入札担当に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができないもの。

郵送及び事前提出による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札には参加できないもの。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（よらっせYUTO事業協同組合）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事等一般競争入札心得」「入札書等の提出及び記入方法」等を参照し、間違いのないようにすること。

記

1 工 事 名 （仮称）よらっせYUTO新店舗 建設工事

2 その他説明事項

（1）一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札参加資格確認申請書（様式－1）を使用し、添付するファイルの名称には業者名と様式の名称を必ず入れること。

（2）現場（工事）説明

現場説明は実施しない。

（3）質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、令和7年6月19日（木）午後5時までに質問書（様式－2）により提出すること。

（4）その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当（浜松市産業部農業水産課水産業振興グループ）へ問い合わせること。

ア 「浜松市建設工事等一般競争入札心得」

イ 「入札書等の提出及び記入方法」

ウ 「質疑応答書」

3 実施上の留意事項

（1）内訳書は、仕様書内「工事内訳」に準じて作成し、直接工事費、共通費等の内訳を記載すること。

一般競争入札参加資格確認申請書

公告年月日	令和 7 年 6 月 6 日（金）
工 事 名	（仮称）よらっせYUTO新店舗 建設工事
工 事 場 所	浜松市中央区雄踏町宇布見 9 9 8 1－ 1
業種ランク	浜松市が建築一式工事の A 等級に格付けした者
添付書類	建築一式工事に係わる経営事項審査結果 監理技術者講習修了証明書 過去 5 年以内に浜松市建築一式工事の優良工事施工業者 の証するもの
入札書の提出方法 の予定	1 入札日時に入札場所へ持参 2 事前提出 3 郵送
入札参加資格結果通知を受 信する電子メールアドレス	

＜※該当する番号に丸を付けてください。＞

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、（仮称）よらっせYUTO新店舗 建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

（あて先）よらっせYUTO事業協同組合
代表理事 加茂 仙一郎 様

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（押印省略）

様式－２

質 問 書	
工 事 名 （仮称）よらっせYUTO新店舗 建設工事	
提 出 日 令和 年 月 日	
項 目	質 問 事 項

※電子メールで提出する際、WORD 文書を添付すること。